

令和5年3月16日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 小川 宏美

〃 関口 博

〃 藤田 貴裕

〃 柏木 洋志

〃 石塚 陽一

議案の提出について

議員提出第 2 号議案

P F A S（有機フッ素化合物）で高濃度汚染された取水を災害発生時に応急給水拠点から配給されるのか確認するとともに、多摩地域の浄水施設からP F A Sの高濃度汚染が検出された汚染原因・汚染源を早急に特定することを東京都に求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

P F A S（有機フッ素化合物）で高濃度汚染された取水を災害発生時に応急給水拠点から配給されるのか確認するとともに、多摩地域の浄水施設からP F A Sの高濃度汚染が検出された汚染原因・汚染源を早急に特定することを東京都に求める意見書（案）

水はあらゆる生命の源である。災害発生時には、安心安全な水の存在が生きるために必要不可欠である。2023年1月、「多摩の井戸水 汚染広範囲に」との見出しで、東京都多摩地域の井戸水から発がん性が疑われる有機フッ素化合物（P F A S）が検出された問題で、汚染によって取水停止の井戸が拡大したことが分かり、大きな衝撃を受けるとともに、私たちが住む多摩地域の水源がP F A Sで汚染されている現実は残念でならない。

P F A Sは「永遠の化学物質」と呼ばれ、暴露すると体内に長年とどまり続け、がんや心疾患による死亡リスクが上昇し、出生体重が減少するおそれが指摘されていて、国際的に使用禁止や規制が進んでいる。汚染原因を一日も早く突き止め、対策を講じる必要がある。

国立市における応急給水拠点は、東京都水道局のウェブサイトを確認すると、国立中給水所及び谷保給水所であるが、どちらもP F A Sの高濃度検出で現在取水を停止している浄水施設であり、災害発生時はP F A Sで高濃度に汚染された水が応急給水拠点から配給されるのか東京都に確認を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和5年3月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事